

久里浜観光協会規約

(名称及び事務所の所在地)

第1条 本会は久里浜観光協会と称し、事務所を横須賀市久里浜行政センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は久里浜地区の振興に寄与し観光事業の開発と発展充実を図り、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 名所、旧跡、景勝地各観光資源の開発、保存、改良及び宣伝。
- (2) 観光物産の開発、指導奨励及び紹介。
- (3) 各種イベントの開催。
- (4) 観光客、視察団の誘致接待。
- (5) 地域開発に関すること。
- (6) その他本会の目的達成上必要と認める事項。

(組織)

第4条 本会は原則として久里浜行政センター管内に居所又は事業所を有し、本会の主旨に賛同する者をもって会員とする。

2 本会は下記の会員により構成する。

- (1) 普通会員は本会の主旨に賛同する個人又は法人。
- (2) 特別会員は本会の主旨に賛同する法人。
- (3) 名誉会員は公共団体の職員及び観光事業等に学識経験のある者並びに、特に本会に功労のあった者で理事会の推薦する者。

第5条 本会に入会、又は本会を脱退しようとする者は、理事等の役員に書面を提出し、理事会の承認を受けるものとする。

(役員)

第6条 本会に下記の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 会計 3名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2 本会は必要に応じて顧問、相談役を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 理事及び監事は総会において会員の内より選出する。

- 2 会長、副会長、会計は選考委員会を設け理事の中から候補者を推薦し、総会の承認を得る。
- 3 補充の場合は理事会の決議による。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、あらかじめ副会長の互選によって定められた順位によって、会長事故あるときはその職務を代理する。

- 3 会計は本会の経理を管理する。
- 4 監事は会計事務を監査する。
- 5 理事は理事会を組織し、会務の審議運営にあたる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員再選は妨げない。

(会議)

第10条 会議は総会及び理事会とし、会長が招集し議長となる。

- 2 総会は毎年1回開催し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 3 理事会は必要に応じて開催する。
- 4 会議の決議は出席会員の過半数をもって決する。

但し規約の変更の決議は出席会員の3分の2以上の同意を要する。可否同数のときは議長が決する。

第11条 本会の審議事項のうち、下記の事項は総会の議決を得なければならない。

- (1) 予算及び決算並びに事業計画・報告
- (2) 規約の変更
- (3) その他会長の必要と認める事項

第12条 理事会には下記の事項を付議する。

- (1) 総会議案
- (2) 総会の決議によって委任された事項
- (3) 本会の運営に必要な事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会計)

第13条 本会の会計年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の経費は会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第15条 本会の会員は下記会費を負担する。

- (1) 普通会員(個人) 年額 2,000円以上
- (2) 法人及び事業者 年額 5,000円以上

- 2 ただし、10月から翌年3月までに入会した会員の当該年度における会費は以下のとおりとする。

- (1) 普通会員(個人) 1,000円以上
- (2) 法人及び事業者 2,500円以上

- 3 既納の会費は如何なる場合にも返還しない。(その他)

第16条 第2条の目的を達成するため、部会を置くものとする。また、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

- 2 部会及び専門委員会の構成並びに運営は理事会にはかり、会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は平成11年4月23日から施行する。

(旧規約の廃止)

2 久里浜振興会規約（昭和41年4月20日施行）及び久里浜観光協会規約（昭和41年4月20日施行）は廃止する。

附 則

1 この規約は平成17年4月28日から施行する。

附 則

1 この規約は平成26年4月25日から施行する。

附 則

1 この規約は平成29年4月21日から施行する。